

監査結果に関する措置状況報告書

報告番号：報告監5の第3号

監査の対象：令和4年度監査委員監査 市設建築物（一般施設）の個別施設計画を核としたメンテナンスサイクルに係る事務

所管所属：消防局

通知を受けた日：令和5年3月17日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
1	<p>市設建築物の法定点検項目の漏れについて是正及び改善を求めたもの</p> <p>監査対象施設の市設建築物データベースの記載状況と法定点検実施状況を確認したところ、西淀川消防署において法定点検を実施していないものが検出された。</p> <p>【指摘事項】</p> <p>1. 消防局は、監査により検出された法定点検漏れの項目について、速やかに点検を行うこと。</p> <p>2. 消防局は、管理する全ての市設建築物について、法定点検項目に漏れがないことをチェックする体制を構築し、それを活用して再確認すること。また、漏れが検出された場合は速やかに点検を行うこと。</p> <p>3. 消防局は、法定点検に漏れのあったものについて、再発防止に資するためにデータベースに記載するなど、局内で注意喚起すること。</p>	<p>【1】</p> <p>・法定点検漏れの項目について、令和4年9月28日に法定点検を実施した。</p> <p>【2】</p> <p>・職員2名によるチェック体制を構築し、令和4年9月28日に「法定点検判定シート」を活用して再確認したところ漏れはなかった。</p> <p>【3】</p> <p>・令和4年9月28日に課内ミーティングを実施し、「法定点検判定シート」による確認方法を関係職員に周知した。</p>	<p>措置済</p> <p>措置済</p> <p>措置済</p>	<p>令和4年9月28日</p> <p>令和4年9月28日</p> <p>令和4年9月28日</p>
3	<p>修繕や改修等に関する優先順位付けの考え方の明確化について改善を求めたもの</p> <p>消防局の個別施設計画では、改修等の優先順位付けについて、「経過年数や劣化状況、不具合の程度を踏まえ、修繕や更新等を行う施設や時期を総合的に判断」と記載しているが、修繕や改修等に関する優先順位付けの考え方が明確に示されていなかった。</p> <p>【指摘事項】</p> <p>1. 消防局は、これまでの個別施設計画の運用の中で得られた知見、データ等を集約、分析し、修繕や改修等の優先順位付けの考え方を明確化すること。</p> <p>2. 消防局は、明確化した優先順位付けの考え方を個別施設計画に反映すること。</p> <p>3. 消防局は、今後蓄積される知見、データを基にして、継続的に優先順位付けの考え方の見直しができるような仕組みを構築すること。</p>	<p>【1】</p> <p>・これまでに得た知見、データ等を集約、分析し、修繕や改修等の優先順位付けの考え方を明確にした。</p> <p>【2】</p> <p>・明確化した優先順位付けの考え方を個別施設計画に反映し、令和4年12月に改訂した。</p> <p>【3】</p> <p>・引き続き知見、データ等を集約、分析し、実施計画の見直しに合わせ優先順位付けの見直しも行うルールとするなど、継続的な見直しが行われる仕組みとした。</p>	<p>措置済</p> <p>措置済</p> <p>措置済</p>	<p>令和4年12月1日</p> <p>令和4年12月1日</p> <p>令和4年12月1日</p>

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
4	<p>法令上対策が必要な不具合項目の修繕については是正及び改善を求めたもの</p> <p>監査対象施設の施設カルテを確認したところ、航空隊、天王寺消防署において消防法に基づく誘導灯など、法令上対策が必要な不具合項目の修繕をしていなかった。</p> <p>【指摘事項】</p> <p>1. 消防局は、法令上対策が必要な不具合項目を速やかに修繕すること。</p> <p>2. 消防局は、今後は市設建築物が法適合状態であることを維持するため、法令上対策が必要な不具合項目を速やかに修繕する体制が引き継がれる仕組みを検討すること。</p>	<p>【1】</p> <p>・不具合項目について、令和4年11月8日に修繕契約を締結し、令和4年12月13日に修繕完了した。</p> <p>【2】</p> <p>・不具合項目が発覚した際の対応について取決めを行い、不具合項目を速やかに修繕する体制が引き継がれる仕組みを構築した。</p>	<p>措置済</p> <p>措置済</p>	<p>令和4年12月13日</p> <p>令和4年9月28日</p>